

初鹿通信

第 213 号

令和 6 年 4 月 吉日

顧問先各位

＜ご一読推薦者＞

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

【重要】R6 年分所得税の定額減税について

税務署から案内があったと思いますが、本年 6 月支給給与等（賞与含む）より所得税の定額減税が実施されます。本稿では、所得税の定額減税（給与）事務の方法についてご案内いたします。

1. 定額減税とは

居住者ひとりあたり 4 万円（所得税 3 万円、住民税 1 万円）が減税されます。

所得税は令和 6 年、住民税は令和 5 年の合計所得を基に判定されます。

減税の方法は、以下の通りです。

・所得税

- ① 給与所得者 令和 6 年 6 月以降の源泉所得税から控除（全額控除できるまで毎月）
- ② 個人事業主 令和 6 年の予定納税から控除（控除しきれない場合は確定申告で控除）

・住民税

- ③ 特別徴収 減税をしたうえで、令和 6 年 7 月～令和 7 年 5 月分の 11 か月で等分される。（例年は 12 ヶ月で均等）
- ④ 普通徴収 第 1 期分から控除。（控除しきれない場合は第 2 期分以降順次控除）

※住民税は市町村にて減税処理を行うため、法人、個人事業主としては処理不要

2. 事業者（法人、個人）における源泉徴収事務

事業者として事務処理が必要なものは、所得税の減税についてです。令和 6 年 6 月分からの給与において、源泉所得税から減税分を控除する必要があります。

6 月分の給与で控除しきれなかった従業員がいた場合、控除しきれるまで翌月以降も給与や賞与の源泉所得税から控除を行います。

3. 扶養親族等の控除

控除対象配偶者や扶養親族等の減税も、所得者本人から併せて控除します。

扶養状況は令和6年6月1日時点の状況にて判断します。

仮に控除対象配偶者、お子様が2名いらっしゃる場合、本人分と合わせて12万円の控除を行います。

(年少扶養も減税控除の対象です。)

4. 源泉所得税の納付

毎月(納期特例の場合は半年ごと)の納付は減税後の金額を納付します。

5. その他

・控除対象は令和6年6月時点で在籍している甲欄の方です。

(それ以前の退職者、それ以降の入社者は対象外です。)

・扶養状況に誤りがあった場合、途中入退社により適正に減税処理が行えていない場合は、年末調整にて調整します。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。